

## 社会福祉法人吉川仲よし会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉川仲よし会の評議員、理事及び監事並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第九条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任解任委員とは、定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 定例会とは、理事会、監査会、評議員会、評議員選任解任委員会をいう。

### (定例会の出席報酬等)

第3条 非常勤役員及び評議員、評議員選任解任委員が定例会に出席したときは、次表により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

報酬日額	5,000円
------	--------

- 2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 交通費の実費が、500円を超える場合には、報酬と合わせその実費を支給する。
- 4 報酬を支払際には、源泉税を差引き支払う。なお、計算金額に1円未満の端数が生じた時にはこれを切り捨てるものとする。

### (役員勤務報酬等)

第4条 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、第3条第1項に定める報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

- 2 非常勤役員が定例会以外の日において、理事長業務又は理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、非常勤役員が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。
- 3 監事が定例会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導また

は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 4 交通費の実費が、報酬日額を超える場合には、報酬と合わせその実費を支給する。
- 5 役員の報酬は、120万円の範囲で支給することができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、吉川仲よし会出張旅費規定により支給することができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(役員等の職務証跡)

第7条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

(慶弔)

第8条 役員等が次の事項に該当する場合、次により支給することができる。

(1) 役員退任時の功労金

- (ア) 20年以上 5万円
- (イ) 10年以上20年未満 3万円
- (ウ) 10年未満 1万円

(2) 弔慰

- (ア) 役員等本人死亡 花料1基、香典3万円
- (イ) 役員等の父母及び配偶者・職員本人 花料1基又は香典1万円
- (ウ) 職員本人死亡 花料1基、香典3万円
- (エ) 職員の父母及び配偶者 花料1基又は香典1万円
- (オ) 他法人の理事長本人死亡 香典1万円

(3) お見舞い

- (ア) 役員本人が病气療養のため入院した場合 見舞金 1万円

(4) その他、理事長が必要と認めた場合、支給することができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 2 月 1 日より適用する。

この規定は、令和 3 年 6 月 1 2 日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等（日額）	10,000円	
業務執行理事業務報酬等（日額）	8,000円	
理事業務報酬等（日額）	7,000円	
監事監査指導報酬等（日額）	7,000円	